

第 184 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 6 月 24 日(水) 午前 9 時 00 分～午前 11 時 00 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (38名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	24 番 岩 田 康 男	25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸
27 番 立 石 覚	28 番 藤 原 修	29 番 金 倉 弘 美	32 番 福 本 成 美
33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史
37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝
42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田中 修

5. 欠席委員(5名)

22番 植田委員 23番 和久利委員 30番 小池委員 31番 大坂委員 41番 澤井委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

. そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	184回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。出席者は18名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、8番 松原委員、9番 佐伯委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。第1号議案から第6号議案まで、順次行います。 議案第1号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、意見を求める。令和2年6月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿 田/現況 原野。面積1,932㎡他で合計2,073㎡。所有者氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿 畑/現況 原野。面積108㎡。所有者氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿 田/現況 原野。面積219㎡。承諾者氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿 畑/現況 原野。面積4,119㎡。所有者氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。 昨年の農地パトロール、荒廃農地調査において、B判定のうち、非農地判断をしたもので、今月10日までに承諾書をいただいた荒廃農地です。なお、転用案件、賃貸借等の設定があるもの、写真がなかったものは除いています。調査年月日は、システムの都合上、これまでと同様に、令和元年10月30日に統一させていただいています。亡くなっておられるなどで、所有者と承諾者が異なる筆については、備考欄に所有者名を記載しております。承認後は、所有者または承諾者と、法務局、役場税務課へ非農地通知をする流れになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明は事務局の説明に代えさせていただきます。 質疑ございませんか。 (はいの声) 非農地とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 非農地とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号について可とすることに決しました。
議長	次、議案第2号、農地法第3条の規定による許可の取消についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第3条の許可の取消願があったので審議を求める。令和2年6月24日提

事務局	出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積691㎡。権利種別3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。譲受人氏名 ○○○○。住所 ●●●●番。対価につきましては、総額10万円。許可した日 令和元年6月24日付け1指令農委第5号。後ほど議案第5号の第5条の許可申請で出てまいります農地です。昨年6月の3条許可後に、秋に除地申請がなされ、令和2年2月に除地の県同意がっております。3条許可後に所有権移転はされていなかったため、第5条の取扱いとなります。譲受人の方に話を聞きましたが、当初から転用目的だったようですが、事務局の説明が不十分なところもあったようで、錯誤が起きたものと思われます。申し訳ございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明は事務局の説明に代えさせていただきます。 議案第2号番号1について質疑を行います。3条申請の取消でございます。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに意義ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年6月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は461㎡他で計1,211㎡。権利種別 3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。空き家付き農地です。告示日は令和元年10月24日です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番濱田委員。
11番	番号1について11番勝田が補足説明させていただきます。昨年の10月に許可をいただきました別段面積でございますけれども、■■■■自治会に入りまして1kmばかり上がったところの右側にあるお宅でございます。△△△△さん、□□□□の方からこちらにおいてとなっております。現在は●●●●の方でお働きでございます。◇◇◇◇さんはあまり身体が元気でないということで、▲▲▲▲ということでございます。大変熱心な方でございます、きれいに畑の方管理されております。草刈りも日々やっておられるようでございまして、特に問題はなかろうかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年6月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積490㎡。申請人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。転用目的 一般個人住宅。施設等 宅地。転用理由は 現在居住する家屋の老朽化の為申請地へ移転する。除地については、令和2年2月28日に県の同意を得ています。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積9.99㎡。申請人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。転用目的 墓地。施設等 墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難になる為、申請地に新設したい。除地については、平成29年12月22日に県の同意を得ています。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積10㎡。申請人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。転用目的 墓地。施設等 墓地。転用理由は、現在の墓地は離れたところにあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、令和元年9月9日に県の同意を得ています。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積938㎡。申請人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。転用目的 商業サービス。施設等 事務所用地。転用理由は、現在、△△△△の事務所用地へと転用したい。除地については、平成6年に県の同意を得ています。追認です。顛末書を読みます。 いずれの案件も、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。6番内田委員。
6番	番号1について6番内田が補足説明させていただきます。所在地につきましては□□□□の■ ■ ■ ■自治会にございます。■ ■ ■ ■の集会所がございます。そこを●●●●くらい行ったところに○○○○さんのお宅がございます。今お住まいの家が老朽化したということで、□□□□、今○○○○さんは●●●●の方にお勤めですけれども、こちらに帰って、きちんと田畑の管理等していきたいということで、今回、申請地の方へ新たに家を建ててやっていきたいということで申請が出ております。近隣の方々には別に支障はございませんので、水路等についても何の支障もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番立石委員。
27番	番号2について27番立石が補足説明させていただきます。場所でございますが、□□□□地区■■■■自治会にございます。■■■■にある農地でございます。藤原会長はじめいろいろな方々にご助言をいただきながら進めてまいりまして、3年かかってやっと同意が得られたということでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員。
33番	番号3について33番安部が補足説明させていただきます。場所は□□□□地区の■■■■自治会になるんですが、△△△△さんの自宅であります。現在の墓は約400m離れた山の方にありまして、管理が困難であるということで、このたび家の前の田圃の一部を墓地にしたいということで、特に問題は見つかりませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。14番勝部委員。
14番	番号3について14番勝部が補足説明させていただきます。追認の案件でございます。除地は行われていますけれど、その先の転用の許可が下りていないところに、△△△△の事務所と駐車場を造られたという案件でございます。雨水等の処理については、U字溝を活けて他のところには水が流出しないような方法を取っておられることを確認いたしました。圃場整備区域外でございま

14番	して、付近への影響はないように思っております。位置でございますけれども、■■■■から1kmくらい上がったところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年6月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積691㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。譲受人氏名 △△△△。住所 ●●●●番。転用目的 露天資材置場。施設等 資材置場。転用理由 畑地は耕作するうえで条件不利な農地であり、他の農地への影響もないので資材置場としたい。除地につきましては令和2年2月28日に県の同意を得ています。対価につきましては総額10万円です。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。40番中林委員。
40番	番号1について40番中林が補足説明させていただきます。○○○○さん△△△△さんともに■■■■自治会の方でございます。△△△△さん宅は□□□□でございます。●●●●の山が△△△△さんの山でございまして、その裾野にある畑でございますけれども、利用価値がないということで、資材置場ということで。草刈等もしてありますし、別に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。 これは開パイではないですか。
40番	開パイではございません。
議長	わかりました。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和2年6月24日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□、外2筆、地目 登記簿/現況ともに田または畑。面積1,073㎡他で合計2,551㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年1か月、賃貸借です。賃借料につきましては、総額5千円です。 番号2、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積436㎡他で合計1,022㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、使用貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,393㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、使用貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積3,810㎡他で合計7,979㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は 田、期間は6年7か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号5、農地の所在 □□□□番、外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積3,810㎡、他で合計7,979㎡、内容は転貸です。利用権を設定する者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年7か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号6、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,411㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額14,000円です。 番号7、農地の所在 □□□□番、外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,726㎡、他で合計6,315㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は2年10か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米60キログラムです。 番号8、農地の所在 □□□□番、外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,332㎡、他で合計7,470㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、

事務局	経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番の内第2、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年10か月、賃借料につきましては、10a当たり8千円です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外2筆、地目、登記簿/現況ともに田、面積3, 144㎡他で合計6, 681㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○ 他5名、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年10か月、賃借料につきましては、10a当たり8千円です。 番号10、農地の所在 □□□□番、外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 115㎡、他で合計3, 475㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年10か月、賃借料につきましては、10a当たり8千円です。 番号11、農地の所在 □□□□番、外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積4, 170㎡、他で合計11, 209㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年1か月、賃借料につきましては、総数玄米540キログラムです。 番号12、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目 登記簿/現況ともに畑、面積3, 330㎡、他で合計6, 724㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は 畑、期間は2年、賃借料につきましては、10a当たり3千円です。 番号13、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに畑、面積3, 071㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑、期間は2年、賃借料につきましては、10a当たり3千円です。 番号14、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積1, 023㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所、●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は農業用施設、期間は5年、賃借料につきましては、総額1万円です。 番号15、農地の所在、□□□□番、地目 登記簿/現況ともに畑、面積4, 756㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑、期間は5年、賃借料につきましては、総額2万円です。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第6号番号1から番号3について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員。
20番	20番八澤が補足説明させていただきます。 番号1について、これは再設定になりますけれども、■■■■に○○○○さんの家があります。住所は□□□□になっておりますけど、●●●●さんがおられますので。■■■■にこの田と畑

20番	地があります。もうひとつはちょっと離れております。■■■■■にあります。△△△△さんはちゃんとやっておられますし、また再設定でもありますし大丈夫だと思います。〇〇〇〇さんは自分で農業をやりませんので△△△△さんに受けてもらっております。 番号2について、〇〇〇〇さん住所は□□□□になっています。場所は■■■■■の田圃で2つあります。小さい堤がありまして、下にさがったところに自宅があります。 番号3番について、〇〇〇〇さん住所は□□□□になっています。場所は■■■■■にこの田圃があります。 ■■■■■、使用貸借ということで△△△△が2つともやりたいということで受けたということです。新規です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号1について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号1について承認することに決しました。 次、議案第6号番号2から番号3について、△△△△の関係でございますので、一括質疑に入りたいと思います。新規でございますけれども、先月も△△△△については集積が出されております。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号2から番号3について一括承認することに決しました。 次、議案第6号番号4から番号5でございますが、■■■■■ので、職務代理に交代いたします。
代理	■■■■■ので議長を交代し進行をすすめさせていただきますのでよろしくお願いいたします。議案番号4から番号5について、一括担当委員の補足説明をお願いいたします。6番内田委員。
6番	番号4から番号5について、6番内田が補足説明させていただきます。場所ですけれども、■■■■■の付近でございまして、■■■■■から上がったところにあるのが、地番□□□□でございまして。地番□□□□・□□□□・□□□□は、■■■■■の前の道路を挟んだ反対側にある3枚の田圃でございます。再設定でございまして、〇〇〇〇さんから公益財団法人しまね農業振興公社の方に集積されまして、公益財団法人しまね農業振興公社の方から△△△△へ転貸するという案件でございます。維持管理等きちんとされておりますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
代理	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号4から番号5について、転貸でございますので、一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。

代理	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号4から番号5について承認することに決しました。
議長	次、議案第6号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。29番金倉委員。
29番	番号6について、29番金倉が補足説明させていただきます。この案件、説明するより前に、下限面積に足りないということいろいろと悩んでおるところでございますが、実は△△△△さんはもう1人の◇◇◇◇さんという方を作っておられます。これが営農面積が2反ございます。併せて3反以上になるというわけでございますが、◇◇◇◇さんの田圃につきましては、まだ、■■■■から名義変更が済んでおりませんで、現在手続き中ということで、2つ一緒に出せば良かったわけでございますが、○○○○さんの願望は一日も早く処理をしてほしいという、本人の希望がございまして、今回提出したわけでございますが、◇◇◇◇さんの案件が解決すれば、下限面積到達するということで、今回到達してないものを出すわけでございますが、ご承認をいただきたいというふうに思っております。○○○○さんの田圃は□□□□のちょうど中間でございまして、△△△△さんの家からは200mくらい離れた川の向こうにあるわけでございますが、現在ヤミ小作でずっと作っておったということございまして、もっと早く解決すべきでございましたけれども、ようやく解決に向けて動いているということございまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号6について、いま説明があった通りでございますけれども、実際には△△△△さん他にも田圃をやっているということでございますが、皆さま方の質疑をお受けしたいと思います。13番宇田川委員。
13番	これは書面上ないものが通るという形になりますが。◇◇◇◇さんの分は1ヶ月や2ヶ月ではいい具合になりませんよね
29番	責任をもって今年度中には解決したいと思います。
議長	事務局どうですか。宇田川委員が言われるように、やはり我々は法的に処理をしないといけないというのがあって、それが「後で出て来るからお願いします」ということでいいのか、それまで保留をしておいて一緒にした方がいいのか、ということですが。事務局は、まあ私も一緒に、ここへ提案したわけですが、そのことについてどういう意見がございしますか。
事務局	下限面積のお話かと思いますが、農地法3条の耕作目的の許可申請の時には、許可要件の一つに下限面積がある、と。30aでございます。今回、農地法ではなくて、農業経営基盤強化促進法に基づくものだとということで、下限面積というものは許可要件ではない、ということになって、農地を効率的に耕作するですとか、そういった観点からの許可判断になるかと思います。厳密にその耕作目的ですので、農地法であろうと、強化促進法であろうと、一方では30aという線を引いているわけですので、30aないからという部分もあろうかと思いますが、一応、法律でこちらの強化促進法に基づくものであるということであれば、今回30aなくても、法上は差支えないかなと思います。
議長	9番佐伯委員。

9番	私もちょっとこの下限の問題については、後からひとつ問題提起をしたいと思っておりましたが、この場合ひとつ、この◇◇◇◇さんという方、たとえば土地の問題については、その相続人の2分の1が同意すればそれができるといような情報がなかったか。
議長	16番森山委員。
16番	基盤促進法であれば下限面積が必要でないということであれば、統一した整備をしておいていただきたい。農地法の土地相続が進んでいない例が多い。三代くらい前になりますと相続人の数が非常に難しくなる。そのうち2分の1が取れば許可申請が取れるというのが実際にあったという。何かいい例がないでしょうか。
議長	事務局、利用権の設定は登記の如何に関わらずできるわけでしょう。
事務局	相続登記が未だのものにつきましては、届出書を出していただくということで、所有者の方と利用権設定の書類に上がっている方、この繋がりが分かるということで、処理をするということになります。
議長	相続がいまできていないところでも、利用権の設定の場合は、おじいさんが亡くなられた場合は若い人がするという事になっていけば、その名前でするわけですから。そうするとここに上がってきますからね、面積が。登記ができていなくて、ずっとできないということではないです。いま佐伯委員が言われましたように、今後の線引きをきちっとやっていただいた方がいいんじゃないかという件ですけれども、基盤強化促進法でやれば下限面積はないよということでやれば、それでいいと思いますが。
事務局	農地法3条の関係と、基盤強化促進法の違いといいますところで、まず対象者としましては、農地法3条の場合は「許可要件を満たしたもの」。許可要件の中にその下限面積30aがあるということになります。一方、この利用権設定の強化促進法は「市町村が定めた基本構想に基づいて利用集積計画の要件を満たすもの」であれば対象者になるということになりますので、その中に「下限面積」という謳い方をしていないということになりまして、その違いでございます。
議長	農地法3条とか4条であれば下限面積を満たさなければいけないけれど、利用権設定の場合はいいではないか、というような考え方ですけれども。そういう具合にやったら今後もそのようにやらなければいけないわけですが。9番佐伯委員。
9番	最近の利用集積というのはほとんど基盤強化法でやっております。農地法に基づいては稀だと思います。ただひとつだけですね、事務局の方にも勉強していただきたいのは、基盤強化法はどういう目的で作られたか。これは担い手育成です。ただ、いま強化法の中に担い手の年齢制限が与えてるわけです。この方は70代ですけれども担い手として認められるということを誰もが言え、年齢というのは関係ありませんから、70歳80歳でも受け手になれるんです。そこら辺の見解をですね、また統一した方がいいんじゃないかと。奥出雲町の農業委員会として。そうしませんと、AさんはなったけれどもBさんはなれなかった、ということがないようにひとつお願いしたい。
議長	いかが取り計らいましょうか。他に意見がございませんか。16番森山委員

16番	事務局、あるいは地元の推進委員さん等にお伺いしたいと思いますが、先ほどの◇◇◇◇さんの農地は云々とありますが、それは現在△△△△さんが、耕作しておられて◇◇◇◇さんが亡くなられたのか、耕作しておられなくて◇◇◇◇さんが亡くなられて相続人との貸借を将来するというのか、それは当然考えが違ってくる。いままで△△△△さんが作っておられて◇◇◇◇さんが亡くなられたということであれば、経営していらっしゃいますので、その場合には台帳上はこの26aくらいですけれども、実際に作っておられれば、その面積もカウントして経営という判断をすればいいんじゃないかと思えますけれどもどうでしょう。
議長	29番金倉委員。
29番	◇◇◇◇さんの田圃、△△△△さん長年作っておられまして、ちょっと手続きは遅れたんですけども、現在も作っておられます。
議長	16番森山委員。
16番	そうであれば、機械としてはこの面積が出るけれども、さらにそれに現在作っていた◇◇◇◇さんの地目をあえてここへ表示していただくと、書類上整備がつくと思いますので、そういうことであれば、それを加えた面積で、今回は判断すべきだとおもいます。
議長	この◇◇◇◇さんの田、△△△△さんはヤミ小作ではなかったと。一応、利用権設定しておられたけれども、◇◇◇◇さんが亡くなられたために切れたという判断でいいですか。金倉委員。
29番	はい。
議長	そういう判断ですが委員の皆さんどうですか。11番濱田委員。
11番	そういう判断でいいけれども、説明があったように、基盤強化法は下限面積がない、ということでもいいじゃないんですか。
議長	いままでは下限面積があって、それによってやっていましたが、それでいいですか。14番勝部委員。
14番	この利用集積計画というのは、基盤強化法に基づいてやっているわけですか。基盤強化法にはこの下限面積というのを謳ってないということでしたら、この状態でいいんじゃないか。
事務局	町が定めております事項の中で、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件というところの中で、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を認められること・必要な農作業に常時従事すると認められること・意欲と能力を有すると認められること・その者の農業経営を主として従事すると認められる農業従事者がいる、ということが上がっておりまして、農地法と違って具体的な数字ということがその要件の中には謳われていないです。ですがこれまで農地法が30aであるので、30aを遵依としているというところはあるかと思えます。

議長	県の農業会議の意見も聞いて、この案件についてはとりあえず保留をして、来月もう一回県の方の指導も受けながら、今後については、基盤強化法は下限面積はないよということになれば、そのように委員の方、農家から相談があった時にはそのように対処しなければならないので、そのところも踏まえて、来月もう一回、この件については申請をしていただきたいと思います。どうでしょうか。 この案件については保留にさせていただいて、来月やっていただく。また、事務局については県の農業会議の指導を仰いでいただいて、きちんとしたことをやって、今後に備えていただく。そういうことにさせていただきます。 議案第6号番号6について、保留とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 保留とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号6について保留とすることに決しました。 次、議案第6号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。34番嵐谷委員。
34番	番号7について、34番嵐谷が補足説明させていただきます。この案件につきましては、■■■■自治会でございます。〇〇〇〇さんは□□□□にお住まいで、なかなか農地が管理できないということで、このたび隣の△△△△さん、田圃も隣り合わせ家も隣り合わせでございます、やってやるということで、お話がつかしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号7について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号7について承認することに決しました。 次、議案第6号番号8から番号10について、一括担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。
35番	番号8から番号10について、35番松原が補足説明させていただきます。
	番号8について、農地の所在は、□□□□地区■■■■自治会でございます、□□□□に地番□□□□、地番□□□□の圃場がございます。次、地番□□□□から□□□□につきましては、□□□□でございます。受け手の△△△△さんにつきましては、●●●●地区▲▲▲▲自治会ですけれども、〇〇〇〇さんとは親戚関係でございます。そして▽▽▽▽へ、その△△△△さんも勤めておられるという関係の中で、こうした契約がなされたとうかがっております。 番号9について、〇〇〇〇さんでございます。地番□□□□におきましては、先ほどの番号8の田圃がありますが、その右側の方に一筆ございます。地番□□□□と地番□□□□につきましては、先ほどの番号8の圃場から□□□□の方へ向かってひとくぼくらい挟んであります。おそらく番号8の〇〇〇〇さんが紹介をされて新規となっています。 番号10について、□□□□に圃場がございます。〇〇〇〇さんにつきましても、△△△△さんで、番号8の〇〇〇〇さんのほうから紹介されて、これを作られるというかたちになっております。△△△△さんの方もそれぞれ農機具も準備しておられますので、問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号8について承認することに決しました。 次、議案第6号番号9から番号10について一括質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号9から番号10について承認することに決しました。 次、議案第6号番号11について、担当委員の補足説明をお願いいたします。39番田部委員。
39番	番号11について、39番田部が補足説明させていただきます。場所でございますが、□□□□にある部分の田圃でございます。もうひとつ田圃がございますが、これは□□□□の田圃でございます。これらを△△△△、認定農業者でございますが、他に□□□□や□□□□の方でたくさんの田圃を作っておられる人でございます。再設定で、何ら問題はないものと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号11について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号11について承認することに決しました。 次、議案第6号番号12から番号13について、一括担当委員の補足説明をお願いいたします。40番中林委員。
40番	番号12から番号13について、40番中林が補足説明させていただきます。同じ場所ですので一緒に説明をさせていただきます。引き受け手の△△△△さんは農地利用最適化推進委員です。番号12〇〇〇〇さん、番号13〇〇〇〇さんは■■■■自治会の方でございます。□□□□にある開畑農地でございまして、今までもその団地内で作っておられますけれども、このたび、新たにまた今のお二方の畑を借りて作物をつくるということでございます。管理等草刈等もきれいにされておられまして、別に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号12から番号13について一括質疑に入

議長	ります。開パイです。△△△△さんがいままでは会社でやっておられましたが個人でやるということですねこれは。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号12から番号13について承認することに決しました。 次、議案第6号番号14から番号15について、一括担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	番号14から番号15について、15番藤原が補足説明させていただきます。受け手は同じ△△△△さん、お願いされる人もまた誰も■■■■常会ですので、続けてご説明いたします。 番号14について、〇〇〇〇さん高齢でございますので、少し離れた田を■■■■常会の皆様の育苗ハウスを建てられる計画でございます。 番号15番について、■■■■にございます開パイの17番地10町余りのうち、このたびは4反7畝ばかりの新規契約でございます。新規契約ではございますが、今までも、△△△△さんをはじめとする■■■■常会の皆様がお作りでございまして、このたび改めて新規の契約をされるということでございます。 作られる作物は今年は玉ねぎを1反5畝、2反2畝ばかりをそばを栽培されるという計画でございます。 なおこの■■■■常会、草刈の手伝いとか、田植え・肥やしなど助け合って作業をしておられる常会でございまして、私ども大変見習うべきものが大きいと思っている次第でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号14から番号15について、関連がございしますので一括質疑に入ります。ハウスというのは農業用施設になりますか。
事務局	育苗ハウスということであれば農業用施設でよろしいかと。
議長	他に質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号14から番号15について承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題はすべて終了いたしました。他にございませんか。9番佐伯委員。
9番	今日も私の担当の中で3件非農地の認定をいただいているところです。私と高橋委員と調査をいたしました中で3分の1くらいは非認定になった。これらの活動を通じて感じましたことを若干申し述べて、対応をお願いしたい。 ひとつは農地パトロール、あるいは中山間の確認、これらのあり方についてもういっぺんですね、限定的なものをやってみていただいた方がいんじゃないか、という気がします。農地パト

9番	ールでは図面と前年の調査結果等もらって見て歩くわけですが、どうしてもやってみますと、かなりの漏れがあるということがわかりました。ちなみに申し上げますと■■■■■という集落、実は地図にない地番が多数あります。それがやはり農家台帳に掲載されております。ですからもちろん調査票にはAでもBでもないわけです。農地のまま残っているということです。そういうものが漏れている。それを出すと「AでもないBでもないからこれはダメだ」ということになる。さらに地図に載っていない地番がある。役場の税務課で切り図を調べましたが、それでもわからない地番が3筆あります。本人もわかりません、所有者もわかりません、我々もわかりません。ですから写真の撮りようもないわけですが、間違いなく土地台帳には載っておりますし、農家台帳にも農地として載っているわけです。そういうような結果が出てまいりました。 人・農地プランの実質化ということで、委員の皆さん方は集落活動に取り組まれるわけですが、実は農地面積というのはですね、活動の分母でございます。これがしっかりしていないとですね、本来それが耕作すべき、あるいは保全すべき農地の考え方の整理がなかなかつかないんじゃないかと。それから国の方もですね、中山間地域のそういうような農業実態というのを若干やってですね、線引きもやむを得ないという方向へいま動いておりますし、ご承知のように今度の第五期の中山間のなかにもですね、遊休農地の非農地化というものに対する活動が認められております。要するにですね、皆さんよくご承知でございますが、遊休農地というのはどう発生するかという、その表面的でない、裏側にあるものをよく理解しておく必要がある。私がやりました3つの集落、少なくとも今、農家数が、世帯数で、3集落平均でも、56%減少しておりました。要するに半数以下になっています。一番甚だしい集落は、残存農家は3分の1でございます。3分の2の農家というのはすでにその集落にはおりませんから、農地が荒れてくるのは当然でございます。そういう農業構造がすでに奥出雲町で現実には起きているということ、皆さん方もよくご承知だと思います。町の調べでも限界集落というのが20%に達していると言われております。限界集落というのは年齢ですけども、実質は農家の農集落の世帯数がどんどん減っているということです。そうすると当然耕作者がいませんから、農地の遊休化が進むのも当然でございます。 その中でこの集落営農というものを、生産あるいは保全、そういう活動をどうするかということの話し合いを進めていかないといけないわけですから、その基本になる農地の調査というものについてですね、もう一回、農業委員会で農家台帳と現地とを再チェックをしていただきたいと思っております。ところでございまして、そういうことについてひとつ農振部会等で協議をいただいて、奥出雲町のこれからの農業、これからの集落について。今、国の大規模政策で大規模になりさえすればいいといいますが、これは逆からいいますと、どんどん農家を淘汰して、農村から農家を追い出すという政策にも繋がっておりますし、基本法の中でも若干そういう面が言われておりまして、農村政策というものをもう一回考え直すという方向が若干見えております。でも少し遅いじゃないかという気がするわけですが、もし再生がならないなら、そういうものの取り組みの最先端の母体として、農業委員会の皆様方にご努力いただけるような体制をご検討いただきたい。 もう一点は、先ほどの下限面積に関係することですが、先ほど言いますように、非常に多くの農家がもうすでに町外へ他出しているという状況のなかで、数多くの遊休農地が発生しております。これは中山間対策等を使って、それぞれを復旧あるいは非農地化を進めますが、非農地化してはいけない農地というのが実はあるわけです。例えば民家に隣接している家庭菜園。これを野放しにしてイノシシの巣にするわけにはいけないわけです。そういう土地に所有者から、現在こちらに居る者から「買って下さい」と言います。ところが買えないわけです。なぜなら、例えば私の集落で言いますと、法人化をしておりますから、だいたい組合員はその全ての農地を、家庭菜園を除いて、法人に賃貸借で出してるわけですから、自分の耕作面積はわずか10aにも満たないというのがほとんどでございます。ですから、隣の他出した人から「土地を買って」と言われても買えない。下限面積要件に引っかかってしまいますから。ただ今日たいへんいい話を聞かせてもらいました。基盤強化法でやればいけないかと。そういうことでございますならば、そういう農地を、影響を受ける隣の組合員が買って、自分で生活環境を維持していくということが可能であるわけですが、もしそれがダメなれば、そういう法人等の構成員についても、貸し出した面積も含めた対応ができるよう、国の方へ要望していただきませんと、なかなか集落内の農地の耕作あるいは環境の保全ができないという現実が見えております。 農地の再調査、下限面積の問題、ぜひ一つご検討いただいて、適切な処置ができるようお願いいたします。
----	--

議長	下限面積については農業委員会で毎年やっていることですから、上げたり下げたりは自由になると思いますのでよろしくお願いいたします。その他について事務局お願いいたします。
事務局	事務局から、その他についてお話をさせていただきます。 ○「農業委員名簿」について 今月の広報配付にあわせ、お手元にあります名簿を自治会回覧しておりますので、よろしくお願いいたします。 ○7月の総会の許可申請書締切について 通常ですと許可申請書の締切を10日としていますが、7月の総会については6月末で締め切らせていただきます。7月に申請されたものにつきましては、新しい委員さんの総会で審議します。 ○「農地機構だより」について お手元に第20号を配付いたしました。 ○「法人形態別の比較」について 先月の総会において「農事組合法人」と「合同会社」の違いについて質問がありましたが、比較したものであったので配付いたしました。 ○「新しい生活様式」の実践について 今月19日から全国への移動について自粛要請が解除されました。 今後の社会経済の活動レベルを引き上げていくためには、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践、定着が前提とされており、それに向け、会合等の場で働きかけるよう県より依頼がありましたので、新しい生活様式の実践について周知するチラシを配付いたしました。ご一読ください。 ○農振部会の開催について このあと農振部会を開催しますので、農振部会の委員さんはお残り下さい。
議長	以上で総会を終わりたいと思います。次回の農業委員会は7月17日(金)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 18番 印

議事録署名委員 8番 印

議事録署名委員 9番 印